慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	ライプアイゲンシャフツローデルにあらわれた農民の要求について：ケンプテン修道院領を例として
Sub Title	Die Beschwerden der Kemptener Bauern in Lebeigenschaftsrodel
Author	青山, 孝
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1984
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.77, No.3 (1984. 8) ,p.458(142)- 470(154)
JaLC DOI	10.14991/001.19840801-0142
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19840801-0142

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

研究ノート

ライプアイゲンシャフツローデルにあらわれた農民の要求について

——ケンプテン修道院領を例として——

青山　孝

Ⅰ　はじめに
Ⅱ　Leibeigenschaftsrodel の背景にあるアルゴイ農民団
Ⅲ　抗議書にあらわれた地域性—— Leibeigenschaftsrodel の中の三教区を例として——

Ⅰ　はじめに

筆者は前稿「ドイツ農民戦争研究の現状と課題」[(1)]において，ドイツ農民戦争研究において史料として主に用いられている，抗議書，要求書の扱い方にふれた。そして，セービアン，ブスチェロの研究方法を参考としながら，今後の研究の進むべき道として，地域の実態をより詳細に述べた抗議書の分析が必要なことを論じた。[(2)]そしてそのような抗議書分析の素材として，ケンプテン修道院の存在するアルゴイ地方で提出される "Leibeigenschaftsrodel" について示唆した。[(3)]このような研究成果を準備段階として，本研究では Leibeigenschaftsrodel にあらわれるいくつかの抗議の分析を主眼としたい。

こういう目的から考察を始めようとする時まず明らかにされなくてはならないのは，Leibeigenschaftsrodel という史料存在の背景とも言える，アルゴイ農民団の実体，及び戦闘行為が如何なるものかということであろう。[(4)]

Ⅱ　Leibeigenschaftsrodel の背景にあるアルゴイ農民団

これまでケンプテン修道院の存在するオーベルシュワーベン地域の農民戦争は，多くの研究者が関心を寄せていた対象であった。[(5)]その理由は，本地域からドイツ農民戦争の火の手があがったという理由からばかりではなく，いやむしろ，本地域の一揆が狭い一領邦にとどまらず，超領邦的な運動にまで広がったという一揆の特殊なあり方に存したと言ってもよいであろう。このような一揆の特殊な広がり方は，当地域が小邦分立であるという政治情勢を考えれば，当然のこととも言えよう。[(6)]

こういう研究動向をふまえながら，近時はブスチェ

注（1）「三田学会雑誌」第75巻4号，154頁—164頁所収。
（2）同上，158頁—160頁。
（3）同上，160頁（注）37参照。Vgl., P. Blickle, Nochmals zur Entstehung der Zwölf Artikel im Bauernkrieg. in: Ders., (Hrg.) Bauer, Reich und Reformation: Festschrift für Günter Franz zum 80. Geburtstag am 23. Mai 1982. S. 286—S. 308, Stuttgart, 1982.
（4）本地域の通史としては，F. L. Baumann, Geschichte des Allgäus. 3 Bde., その中で農民戦争に関する記述は，Bd., 3. 1. Abschnitt.
（5）ブリックレの一連の著作，例えば，P. Blickle, Die Revolution von 1525. München, Wien, 1975. や，モノグラフとしては，P. Blickle, The economic, social and political background of the Swabian peasants of 1525. H. Cohn, The peasants of Swabia. 両論文は，J. Bak (ed.,) The german peasants war of 1525. pp. 63—75, pp. 10—28 に掲載。G. Christian, Die Politik des Swäbischen Bundes während des Bauernkrieges 1524/1525 bis zum Vertrag von Weingarten. in; Zeitschrift des Historischen Vereins für Schwaben, Bd., 68 (1974) S. 7—S. 94.

ロ[7]に代表されるような，当地域の農民団の組織問題，すなわち，湖畔，バルトリンゲン，アルゴイ三農民団がクリスト者兄弟団へと団結してゆく，その過程や組織の性格へと研究関心がうつってきた。

かかる研究動向は，軍事史・政治史の側面からすれば，一応の成果はあげているものの，社会経済史という方面から見れば，若干の例外をのぞけば，成果をあげているとは言いがたい[8]。その理由は，このような研究が農民団を一つの意志統一のとれた農民の集合体であるかのようにとらえ，その結果，本来農民団の最も重要な構成要素である農民，いや農民まで焦点をしぼらなくとも，村落共同体のあり方に目を向けていない点にもとめられるであろう。もちろん，先に述べた如く本地域が政治的に小邦分立地帯であるという性格や，三領主権が複雑に交差しているという客観的条件のため，村落共同体のあり方と一口に言っても，史料上そう簡単にそれをとらえられないという事情もあろう。しかし当該時期農民の生活，生産の土台が，農民団ではなく，あくまで村落共同体にあったということを思い返してみる時，このような研究史上の空白はなんとしても埋められるべきであろう。

このような考え方から，以下で考察対象とする Leibeigenschatsrodel を読み直す時，それは有効な材料を提供してくれるように思える。かかる目的のための準備として，本節では Leibeigenschaftsrodel の中にあらわれる農民が所属した，アルゴイ農民団に焦点をしぼり，その構成，戦闘について論じてみたい。

アルゴイ農民団の中心は，言うまでもなくケンプテン修道院領民であった。この領民は1492年に一揆をおこし鎮圧されている[9]。そして，1525年の一揆の前ぶれはすでに1523年にあがっている。すなわちその年に17教区で新修道院長の就任を拒否したという[10]。このような前史を持つ一揆は，1525年に本格化する。そして1525年1月9日には，修道院の北東にあるオーバーギュンツブルクで，修道院長と領民の間で，和解のための会議が持たれた[11]。この時期すなわち，1525年2月までに，アルゴイ農民団に所属していたのは，以下に挙げる農民軍である[12]。

あヴルツァッハハイデ農民軍
いロイトキルヒハイデ農民軍
うイズニー農民軍（後にトラウフブルグ農民軍と改称）
えリンデンベルグ農民軍
おシュトイフェン農民軍
かゾントホーフェン農民軍
きヴェルタッハ農民軍
くケンプテン農民軍
けアルトスリード農民軍
こグレーネンバッハ農民軍
さギュンツブルグ農民軍
しオーバードルフ，ティンガウ農民軍
すジーグ農民軍

以上の13農民軍である。そして以上の農民軍の地域的広がりを示したのが次図である[13]。

これに対し，この地域の帝国諸都市は一揆にどんな反応を示したであろうか。イーズニー，ケンプテン，ロイトキルヒ・メンミンゲン各市は農民側に積極的に加担することも，かといって，農民に敵対することもなかった[14]。ただ，これらの都市のうちイーズニー・メンミンゲン・ケンプテン市は，市長が農民と領主の調

注（6）K. S. Bader, Der deutsche Südwesten in seiner territorialstaatlichen Entwicklung. Stuttgart, 1949.
（7）H. Buszello, Der deutsche Bauernkrieg von 1525 als politische Bewegung. Berlin, 1969. (Studien zur Europäische Geschichte, Bd., VIII.)
（8）D. W. Sabean, Landbesitz und Gesellschaft am Vorabend des deutschen Bauernkriegs. Stuttgart, 1972. (Quellen und Forschungen zur Agrargeschichte, Bd., 26.) B. Asmuss, Das Einkommen der Bauern in der Herrschaft Kronburg im frühen 16. Jahrhundert. Probleme bei der Berechnung landwirtschaftlicher Erträge. in: Zeitschrift für bayerische Landesgeschichte, Bd., 43 (1980) S. 45— S. 91.
（9）G. Franz, Der deutsche Bauernkrieg. 11. Aufl. Darmstadt, 1977. S. 113. Ders., Aktenband, S. 21.
（10）G. Franz, Der deutsche Bauernkrieg. S. 114.
（11）F. L. Baumann, Akten zur Geschichte des deutschen Bauernkrieges aus Oberschwaben. Freiburg im Breisgau, 1877. S. 51 ff.
（12）U. Crämer, Das Allgäu. Werden und Wesen eines Landschaftsbegriffs. Freiburg im Breisgau, 1954. (Forschungen zur deutschen Landeskunde. Bd., 84) S. 61— S. 62.
（13）Ibid., S. 81 より作成。
（14）Ibid., S. 62.

都市名
①ロイトキルヒ　③ケンプテン
②インメンシュタット　④カウフボイレン

停作業の仲介人となるなど[15]，消極的ながらも，一揆の終結への努力を示した都市もあれば[16]，ヴァンゲン市の場合のように，はっきり農民に敵対する都市もあった[17]。ここで農民戦争と都市との関連如何，又は農民戦争の非農民的要素如何，という問題については本稿の目的からして詳細に論ずる余裕はない。ただその問題を解くにあたって，その前にはっきりさせておかなくてはならないのは，「都市」という場合，都市の何を問題にするのかということである。言いかえれば，都市が農民戦争に対し，どんな対応をしたのかを問題とする場合と，都市内部でおこる都市騒擾と農民戦争との関連を問題にする場合と二つのケースが考えられる。前者にあっては，少なくとも表面的にはとらえることは容易であるが，後者にあっては両者の関連を適確にとらえることはむずかしいように思える。

さて前述の各農民軍はアルゴイ農民団として，他の二農民団（湖畔・バルトリンゲン）との連帯のもとで戦いを進めた。そして，4月4日バルトリンゲン農民団がライプハイムの戦いで敗北すると，かつてバルトリンゲン農民団に所属していた農民軍（オットボイレン，オクセンハウゼン，プファッヘンハウゼン—ディールヴァンク，バーベンハウゼン—ヴインツァー・イラータール農民軍）がアルゴイ農民団に加わることになる[18]。

これ以後アルゴイ農民団の戦闘は複雑さをますこととなる。まず初めに湖畔農民団と境を接す5つの農民軍（シュトイフェン，リンデンベルグ，トラウフブルグ，ロイトキルヒ，ヴルツァハ・ハイデ農民軍）は4月14日ヴルツァッハでトルフゼス軍によって打ちやぶられる。それに加え，ヴルツッハ・ハイデ農民軍は一度ヴァインガルテン条約に同意する。ところが，この条約を5月に破棄した後，再び5月14日にフュセン市において農奴制の廃止をも含む条約を新たに締結するのであった[19]。しかし，これで本地域の戦闘はおわったわけではない。アルゴイ農民団の中核をなすケンプテン農民軍は，その戦闘行為を6月まで続け，アルゴイ地方の一揆が鎮圧されるのは，その時を待たなくてはならなかった[20]。

さて以上述べてきたように，個別農民軍の戦いに目を向けると，これまで我々が抱いていた農民軍（団）のイメージとは若干異なったイメージが浮かんでくる。今までの研究からもわかるように，我々は農民団を文字通りの一団体としてとらえようとし，その規約等に目を向けてきた。確かに，バルトリンゲン湖畔両農民団にあっては，戦闘行為に一種のまとまりさえ感じられるが，一方，アルゴイ農民団，特にその戦いの終結の仕方に目を向けるとどうであろうか。そこには農民団としての統一というよりは，農民軍の寄せ集めという感さえするのである[21]。

ここでアルゴイ農民団に所属した各農民軍の戦い方を，これまで判明している事実から解釈をくわえるとどのようなことが言えるのであろうか。先に本地域の

注（15）先に述べたオーバーギュンツブルクの会議の際にも，仲介人として，ケンプテン市の旧市長，現市長がそれぞれ修道院長側，ラントシャフト側の仲介役に立っている。F. L. Baumann, Akten, S. 76.

（16）前記クレーマー(U. Crämer)は，市長等が仲介人となったり，都市に仲介の場が求められることが，その都市が農民戦争において中立性を保ったことを示す証拠のように述べているが，前注（15）でも述べた如く，ケンプテン市にあっては，前市長と現市長が修道院側と反修道院側に立つなど，クレーマーの主張は必ずしも妥当ではないように思われる。Vgl., U. Crämer, op. cit., S. 62.

（17）U. Crämer, ibid., S. 62. オーバーギュンツブルクの会議では，ヴァンゲン市市長は修道院側代表をつとめたという。P. Blickle, Der Kemptener Leibeigenschaftsrodel. S. 569.

（18）U. Crämer, op., cit., S. 63.

（19）Ibid., S. 64.

（20）M.ベンジング，S.ホイヤー，共著，瀬原義生訳「ドイツ農民戦争 1524年—1526年」未来社刊，1969年，218頁—221頁。

特徴として，三領主権の交差，小邦分立という二点をあげた。[22] この地域のように地域的差異の著しい地域で，たとえ軍事同盟であるにせよ，一つの農民団を結成し，その農民団を基礎として戦いをすすめて，自らの主張を貫徹させることが可能であったのか，という問題が明らかになったのではなかろうか。裏を返して言えば，このような地域性を無視する形で結成した農民団であったからこそ，かつてバルトリンゲン農民団に所属していた農民軍までも自らのうちに編入できたのではなかろうか。

さて，このように述べると即座に脳裏に浮ぶのが，ブスチェロの指摘である。ブスチェロは，本地域のクリスト者兄弟団が成立当初意図されていた誓約同盟ではなく，短期的軍事同盟におわった理由を，アルゴイ，湖畔両農民団のローカリズムに帰している。[23] そしてこのブスチェロの指摘するが如きローカリズムがアルゴイ農民団の戦闘行為にあらわれていると言えよう。だとすれば，同様に本地域の特性（ローカリズム）は，本地域の抗議書の中にも投影されているのではなかろうか。このように考える時，絶好の材料を提供してくれるのが，先にも挙げた Leibeigenschaftsrodel なのである。そこで次節では Leibeigenschaftsrodel の中の抗議をとりあげながら，本地域の地域性に迫ることを試みたい。

Ⅲ 抗議書にあらわれた地域性
——Leibeigenschaftsrodel の中の三教区を例として——

本節で考察対象とする抗議書は，表題からも明らかなように，ブリックレが編纂した Leibeigenschaftsrodel におさめられた抗議書である。[24] ここで具体的な抗議書の分析に入る前に Leibeigenschaftsrodel という史料そのものについて，若干の説明を加えておかねばなるまい。

従来，アルゴイ農民団が自らの要求を明らかにした抗議書としては，2月24日に作製された，アルゴイ要項（Allgäuer Artikel）が知られている。[25] Leibeigenschaftsrodel はこれに先立つ1月，オーバーギュンツブルクで修道院と農民との間で調停が計画された際，農民側が自らの要求の正当性を示す証拠資料として提出されたものである。[26]

史料の存在した背景には以上のような事情があるが，この史料がブリックレによって，今度初めて日の目を見たかというと決してそうではない。例えば，ギュンターフランツは自らが編纂したドイツ農民戦争の史料集の中に次のような内容を持つ Leibeigenschaftsrodel をおさめている。その内容とは，さまざまな教区の教区民が，正当な理由なくして，修道院により，その法的な身分を低下させられたというものである。[27]

さて，フランツ編の史料集におさめられているこの Leibeigenschaftsrodel は，その内容形式をもっとも特徴的にあらわしていると言えよう。それならば，Leibeigenschaftsrodel に特徴的な内容・形式とは何であろうか。まず内容からすれば，それは領民が異身分間の婚姻，領外婚等により，又は修道院により暴力的に法的身分を低下させられた，又は身分低下ととも

注 (21) ここで農民団を考える場合，次のような問題，すなわち農民団の人的構成如何という問題は考慮に入れていない。ただはっきりと言えるわけではないが，農民団にある程度の非農民的要素の存在は認めてもよいような気がする。もう一点，農民団について考える場合，同時に考慮しなければならないのは傭兵の問題である。このような農民団の軍事史的側面からの研究は，勝部裕氏が，1983年度歴史学研究会大会において発表された。詳細は勝部氏の論攷を待ちたい。なお，その時の勝部氏の報告に対する批判は，森田安一氏が，歴史学研究，12月号，38頁—40頁でおこなっている。

傭兵に関しては，次のような文献が詳しい。H.-M. Möller, Das Regiment der Landsknechte, Untersuchung zur Verfassung, Recht und Selbstverständnis in deutschen Söldnerheeren des 16. Jahrhunderts. Wiesbaden, 1976. (Frankfurter Historische Abhandlungen 12). G. Franz, Von Ursprung und Brauchtum der Landsknechte. in: Mitteilungen des Österrischen Instituts für Geschichtsforschung, 41 (1953) S. 79— S. 98. (G. Franz, Persönlichkeit und Geschichte. Aufsätze und Vorträge. Göttingen, Zürich, Frankfurt a. M. 1977. S. 31— S. 50 に再録)。

(22) 本稿，142頁。

(23) H. Buszello, op., cit., S. 53—S. 67.

(24) P. Blickle, Der Kemptener Leibeigenschaftsrodel. in: Zeitschrift für bayeriche Landesgeschichte. Bd., 42 (1979) S. 567—S. 629.

(25) G. Franz, (Hrg.) Quellen zur Geschichte des Bauernkrieges. Darmstadt, 1963, S. 166—S. 168.

(26) P. Blickle, Der Kemptener Leibeigenschaftsrodel, S. 568.

(27) G. Franz, (Hrg.) Quellen zur Geschichte des Banernkrieges. S. 124, S. 125.

に新たな負担を強いられた，という抗議が特徴的である。そしてその抗議形式から見ると，抗議の多くが他の抗議書における抗議のように一般論でなく，個人名を挙げ，個人的陳情の如き形をとっている点が特徴といえる。

さて，内容・形式の上からは以上のような特徴を有する Leibeigenschaftsrodel は，これまで農民戦争研究に活用されてきたか，というと決してそうは言えない。逆に前述のような内容・形式を持つ抗議にばかり目をうばわれ，その他の内容や形式を有する抗議に正当な評価があたえられていないような気さえする。そして，その結果 Leibeigenschaftsrodel の内容が，ただ細かい要求を記したもの，という程度の理解しかされていないのではあるまいか。しかし，実際に Leibeigenschaftsrodel を読み進めてみると，これから考察の対象とする教区の抗議は，特に内容の点からいって，特異な内容を有する抗議があらわれる。そこで，次にこのような教区の抗議を考察対象としてみよう。

ここで考察の対象とする教区（地区）は次の三つであり，また，それらの教区（地区）の Leibeigenschaftsrodel はその後にあげたものである。(28)

①オーバー，ウンターティンガウ及びゲリスリード地区(29)

〔1〕 Item zu obertingaw vnnderthingaw vnd Gerißried, Ist ain alter gebrauch vnd herkomen gewesen, das kein beck daselbst kainen beckenschutz ainem Prelaten zu kempten gegeben, sonnder sind frey Irs hanndtwerks halben gewesen, Aber bey nechstem Castenuogt hannsen bock, so yetzt hofmaister ist, hat man Alle Jar Järlich ain phund haller darauf zu beckenschutz geschlagen, So ist auch verschiner Jarn ain gebrauch vnd alt herkommen an obuermelten flecken gewesen, das die frembden becken, so mit brot daher gefarn gar nichtz gegeben haben, aber yetzt bey vermeltem Castenuogt, ist auf ainen wagen zwen schilling haller vnd auf ainen karren sechs vnd auf ain Ross drey pfenning geschlagen worden dardurch ain gemaind daselbst mercklich beschwärt solliches abzestellen.

〔2〕 Item die von Gerisried haben ain gut mul daselbst, vnd mussen dannocht das korn gen kempten hinein furn, vnd das hundauß, daselbst malen lassen, znd mussen das wiederumb hinauß furen mit grossem Irm nachtail, Begeren sy sollichs zu Gerißried malen lassen, vnd sy derhalben Ir Arbeit zuentlassen, sy mussen auch mit drey wagen den Jägern netz hin und her in dem forst fiern vnd wol acht oder neun wochen In darmit gespanen sein, begern sollich auch abzestellen.

〔3〕 Item von ainem hof In Thingauer pfarr gelegen, so vmb sechshundert pfund haller erkaufft hat man drewhundert pfundt haller zu tailung gegeben.

〔4〕 Item zu vnnderthungaw sind noch vierundzwaintzig Ehen, die kürzlich mit gwalt zu der leibaigenschafft getrungen worden sind, vnd sind vormalen allein freyzinser gewesen, so in dem register nit begrifen.

〔5〕 Item vber das alles, so sind dergleichen händel vnd fäl souil, das es nit wol mugklich ist, dieselb all diser zeit anzezaigen, aber wa es in ein Rechtuertigung komen, wurde man dieselben all nach der lännge anzaigen lassen, wie dann die noturfft Irnthalben eruorderen wurde.

②ウントラスリード教区(30)

〔I〕 Item Hans Grotz hat ain gut bestanden, zu pflumen, Da Ist Im furgehallten worden Er hab X tag zuseen, vnnd gesach LXXX fuder hew, darauf hat er verhaissen achtzig gulldin Erschatz

注 (28) ここでブリックレのテキストの編纂の仕方について述べておきたい。ブリックレのテキストでは，Nr. 1〜Nr. 335 まで抗議ごとに通し番号がつけられているが，本稿では教区（地区）ごとに1番から通し番号をつけた。

(29) もともとは三つの教区であるが，Leibeigenschaftsrodel ではこの三教区を一地区として扱っている。P. Blickle, Der Kemptener Leibeigenschaftsrodel. S. 623, S. 624.

(30) Ibid., S. 615, S. 616.

da hat er es Inn funf tagen vmbgearn, vnd Im nit me worden dan XL fuder hew, vnnd hat das gut II Jar Inngehabt, vnnd hat an dem Erschatz geben XLI fl vnd das annder hat man Im verfanngen, was er hat, so hat er mit den gut, nit mugen betzalen, noch damit verburgen, da hat man das gut ainem andern gelassen vmb XL fl vnnd hett ain stadell darauf gesetzt vnnd zimmert der kostet In wol siben gulden, Vnnd getrawet got, das man Im das gellt wider geb.

〔2〕 Item Peter Haug, ain freier Zinnser, darumb Ich prieff vnnd sigl han, darum bin Ich II mal gefanngen worden, vnd mich Inn thurn gelegt, on vrsach, vnnd darbey han ich mich vnschuldig gewisst durch biderleut mit V mannen daruber han Ich mich muessen verschreyben, vom Gotzhaws nit zuweichen, weder mit leib noch mit gut, Ich han auch Inn dem prieff muessen schwern, darumb getrawen Ich gott vnnd dem Rechten das Ich billich ledig kennt werdt, vnd bey meinem prief vnd sigel behallten werd.

〔3〕 Item Vlrich furer, ain freyer Zinser, man hat mich gefanngen on alle schulld, darumb must Ich geben VII fl vnd mich dartzu verschreyben, von dem gotzhaws nit zuweichen, weder mit leib noch mit gut, damit bin Ich getrungen von aller freyen Zinnser Recht,

〔4〕 Item Wilhalm vetter ain freier zinser, bin gefanngen worden, vnnd han mich muessen verschreyben vom Gotzhaws nit zuweichen, weder mit leib noch mit gut, wider das Recht, vnnd must VI fl geden, daruon bin Ich kumen vmb mein Zinnser Recht,

〔5〕 Item Jos Zinagel ain freier Zinnser, han mich muessen verschreyben vom Gotzhaws nit zeweichen, wider das Recht vnnd must weder leib noch gut veranndern, darab bin Ich beschwart.

〔6〕 Item Hans Rauch, vnnd Els schraglinin sein Eeliche hausfraw bayde frey Zinnser, seien bayde gefanngen worden, Ee vnnd sy zusamen seien komen, wol vor vier Jarn vorhin, vnnd hat Jetlichs sich muessen verschreyben, vom gotzhaws nit zeweichen, vnnd one vnnsers herrn des abbts Rhat, nit weiben noch mannen. Allso hat mein herr von kempten sy auf sein schloss genommen zu ainer magt, da Ist sy dem guten Rauhen holld worden vnnd er Ir auch, vnnd Ist Ir nachganngen souil biß sy In zu der Ehe genomen hat, dartzu sy bayde das hitzig plut der liebe gezwungen hat, vnnd hannd nit gedacht der zwancknus vnnd verschreybung so sy gethan handt, vnnd vermainten, so sy ain freye Zinnserin Ist, vnnd auch er, vnnd beliben Inn der herschafft es war nit vnrecht gethan, daruber fieng man In, vnnd geschlagen worden, vnnd lag XIIII wochenn Im thurn, minnder zwen tag vnd wollt er heraus, da must er geben V^{C} fl LV fl, vnnd dartzu verpurgen VII^{C} fl, vnnd ainen herten aid schweren, vnnd sich verschreyben, die sach nymmermehr zugedenncken, weder mit Recht noch on Recht, weder vor Bapsten, Kaysern, oder konigen, dardurch der kayserlichen M vnnd Bapstlichlichen gwallt, Ir hannd vnnd gwallt beschlossen ward, das Clagen wir freien zinnser alle, vnnd Er doch selbst ain freyer Zinnser Ist, vnnd auch sy ain freye Zinnserin Ist, vnnd noch heut bey tag, der zinnser Recht pfligt vnnd praucht.

③ブーヘンベルク教区[31]

〔I〕 Item Leonhart toeuber, han muessen thailen mit meinem g. h., da hat er genomnen fur seinen thail XL fl bey der Ersten frawen, Nachdem Ist mir die ander fraw auch thod, han Ich noch ainest muessen thaylen, vnnd han Im muessen geben hundert vnnd ain fl, das Ist alles beschehen bey meinem leben, Item an der lettsten sumb han Ich geben XXVII fl vnnd XII pfd hl, das annder thail der sumb will er von mir haben, vnnd will mich das gut nit lassen angreiffen, noch verkauffen vnnd versetzen, damit Im die obgemellt summa gar betzalen mocht, darab Ich

注 (31) 本教区の抗議は，ブリックレのテキストでは，Nr. 238〜Nr. 243, Nr. 280〜Nr. 287 とわかれて掲載されている。

groß deschward hab.

〔2〕 Ich Leonnhardt Funnck, hab ain pruderß son, der hat nun funnden XXVI toggaten auf ainer freien Reichstaß, ob Erd zerstrowet, nach dem Ist er zu mir Leonhart funncken, vnnd hat mir das furgelegt, Inn dem hat man anch Inen beden geschickt, gen hof Inn die Canntzley da hannd sy gesagt, wie es erganngen Ist mit dem gellt, das hat sy nit geholffen, auf das Ir herr zugefarn Ist, vnnd hat den gemellten Leonharten gefanngen vnnd geplockt, das hatt alls nit geholffen, auf das hab Ich muessen weib vnnd kinndt verschreyben, hinnder das Gotzhaws, damit er mich hat pracht vmb leib vnnd gut, on schulld, wenn Ich doch deß gellts nicht hett dann nur ain gulldin, den mir meins prudersson geschennckt hett, denselben fl han Ich Im mussen geben, der lanndamman In selbst geholet hat.

〔3〕 Item Jack, hanns, vnnd haintz die vogler, zu wenngen, hannd weiber genommen, frey Zinnserin, da hat vns mein herr von kempten gefanngenn, das wir mussten weib vnnd verschreyben hinnder Gotzhaws alls aigen leut.

〔4〕 Item benntz Moser, han ain gut bestanden, vom Gotzhaws, vnnd bin ain freyer Zinnser, unnd musst mich verschreyben, hinnder das Gotzhaws dauon nit zuweichen.

〔5〕 Item Hanns Tonmuller freyer Zinnser, auf vnser frawen Alltar, bin alle Jar schulldig VIIII hl. veltzins aus meinem gut auf Sannt Anndreß tag, das han vbersehen vnnd vergessen ain mal, da must Ich meinem herrn zu Peen geben XXV pfd haller.

〔6〕 Item hans Schraglin, Inn buchenberger Pffarr, ain freier Zinnser, bin beschwart ob der steur, Ich han kum vergoltes guts aigen XXX pfd. hl. vnnd must geben XVI β d. steur, vnd hat mir fernend vnnd heur an der steur aufgeschlagen, Vnnd vff dasselb hat mich geladet gen Costenntz, vnnd bin doch gerichtpar vnnd pfanndpar, vnnd verhieß man mir Im Reffenndar, durch die hauptleut, man sollt mir gutlich thun, das doch bißher an mir nit gehallten Ist, man schlecht mir an der steur auf, Weiter beclag Ich mich ob meinem g. herrn, alls er meinen vatter gefanngen hett, von felds vnnd holds wegen, das ain halb stosst an meins herrn forst, vnnd anderhalb, an hannsen kirchoffs felld, vnnd seiner geschwistirgitt, darumb mein vatter was komen deß vff vier man, mit namen martin aman zu Guntzburg, Haintz Bock Im buch, sein Zusetz, vnd meins vatters Zusetz, Hanns Zick, vnd Peter hertz Inn buchenberger Pffarr zum gesers da sy nun von bedenthailen zusamen kommen, vnnd wollten sy Richten, da Ist er von ganngen vnnd hat es nit wollen Richten lassen, Vnnd vf das so mus Ich ain clager sein, so er meinen vatter angethan hat, vnnd Inn das holtz noch vf den heutigen tag, Innhat, Item weiter hat mein vatter ain Erbbrieff, vmb das holtz vnnd felld, wie obgeschribne Clag lautet, ware es billich so mochten Ich vnnd mein vatter zu dem prieff ston wie Recht ware alls biderleut, das hat mein herr nit genuegt, er hat mein vatter gestrafft vmb LXXX fl, Item weiter so musst Ich vnnd mein schwester verschreyben, hinnder das. Gotzhaws vnnd mein muter, wollten wir vnsern vatter aus dem turn han, vnnd meine kinnd verheyratten, dann mit seinem vergonnen, haissen vnnd Rhat, darumb verhoffen Ich vnnd mein vatter, hat geben an den LXXX fl XLIIII fl das man Im die wider heraus geben werdt, vnnd sein holtz vnnd felldt, vnnd mit vnnd Im vnnser verschreybunng abgelassen werd, vnnd wider zu aller freier Zinnser gerechtikait gelassen werden.

〔7〕 Item es ligt ain Holz zwischen Buchenberg und Aschach, mitnamen der Sumerhaw, aus welchem holtz sich die armen leut Rider und Buchenberger pfarr beholtzet haben, zu Irer notturfft lännger dann yemandt verdenken mag, mit waid und holz gebraucht haben, aus wöllichem holtz sy hüner und holzgullt geben, sollichs vnangesehen, hat aber herr Johann voh Riethain

Abbt des Wirdigen Gotzhaus kempten, Inen sollich holz verpotten, yeden stokh bey vier pfund pfenningen, wider Irn brauch und alt herkomen, durch Wellches verpot des holtzhawens die waid verwachsen. das sy ir waid nit mer gebrauchen mugen, vnd als holz noch auf heuttigen tag verbotten, begern sollich unpillich verpot, widerumb abzestellen, und Inen widerumb einzuantwurten.

〔8〕 Item die von Aschach haben ain tobel zwischen Aschach und der Kirnach[152] gelegen, darinne sy holtz und waid gehapt haben, von alter her, ist Inen das ganntz tobel mitsampt der waid genomen worden und denen zum Aschachberg durch abbt Johann von Riethain verlihen worden, vnd so dasselb tobel nit mer haben wöllen, sonnder vermeltem Abbt abgesagt, Nachmals hat man es den von Aschach widerumb gelassen, vmb ain pfund haller, mit Welchem pfund haller sy beschwert sind.

〔9〕 Item die ab dem Aschachberg, vnd vom masers Buchenberger pfarr haben vil Jar die pfarr und alt herkomen gehapt das sy zu Irer notturfft gescheitet haben, auß dem holtz Kirnach genannt und sollich holtz haimgefürt one manigklichs widersprechen, welches holtz vmb sonst zescheiten, vnd zubrauchen ein Prelat des Gotzhaus kempten verpoten hat, haben sich die vnderthanen vermelter flecken, nit wöllen wider Im herren Rechtlich einlegen, sich Irer Freyhait verzigen, und sollich holtz vmb ain gelt bestannden, welches holtz Inen vor etichen Jaren verboten worden, weder vmb noch vmb sonst zumessen, begeren sy Inen sollich holtz widerumb vmb gelt zulassen.

〔10〕 Item zum Känels in Buchenberger Prarr, haben die armen leut daselbst ain holtz gehabt, Stockach genannt, daraus sy sich zu Irer notturfft beholtzet haben, Ist inen auch durch Johann, wie den andern In Buchenberger pfarr, wider die pillichait verboten worden, vnd ist lenhart Funkh selig von des yetztgenanten holtz wegen gefangen worden, vnd an dem gut hertigklich gestrafft worden, bitten sollich verpot abzeschaffen.

〔11〕 Item die von Aschach in Buchenberger pfarr haben ain Wald, äscher wald, den lehnen sy mitsampt Irn gutern von einem herren von Kempten, aus wöllichem wald bretter vnd lander gen Kempten, zu Irer notturfft zuuerkauffen, gefurt haben, ist Inen durch abbt Johahn von Riethain, auch verboten worden, begrn sy sollich verbot abzestellen.

〔12〕 Item ferer beclagen sich Conradt Funck vnd Hans Zing vonwegen des mehrenteils vnderthan zu Buchberg vnd Irntwegen, wider Abbt vnd Conuent, nach laut eines Instruments mit A bezaichnet, Weiter Hans Zinck und Vlrich Funck zum kenels beclagen sich noch anzaigen eines Instruments mit B. bezaichnet.

〔13〕 Item Georg Tauber zum winharts In Buchenberger pfarr, sagt ferrer zu seins schwehers seligen Hannsen Lutprecht Im Ried in Sannt Laurenzer pfarr sesshaft, wie an dem ersten des eingelegten buchs begriffen, das vber das alles, nach absterben seiner muter salig, hab er vnd seine mit erben ain hundert vnd ainen gulden müssen geben, für die tailung, vnd nach sein vatters absterben, hat er zwayhundert vnd aln pfund haller müssen geben.

〔14〕 Verrer beclagt sich Georg Teyber, wie er ain Roß auf freyem Jarmarckt zu Kempten neechstuerschinen, vmb neun gulldin von Heinrich Hengeler von Imental Güntzpurger pfarr kaufft hab, dasselbig Roß haben, Ime die Knecht des Abbts von Kempten genomen, vnd in das Gotzhaus Kempten gefürt, Ime dem Georgen dabey gesagt, Wann er Inen das Roß nit gern geben, vnd in das Gotzhaus füren lassen, wollen sie Ime alle seine Roß und vich nemen, Begert Georg Ime das Roß, oder die Neun guldin So er darumb bezalt hat, wider geben zu werden.

三地区の抗議分析に入る前に三地区について簡単に説明を加えておきたい。①②の地区は行政管区からすれば，現在の Markt Oberdorf に属する。このうち②の教区では，古くからケンプテン修道院が土地所有を行い，管理にはリーベンタン領主があたったという。そして，1525年に68 Häuser を有する教区規模である。[32] ①のウンターティンガウ教区もその起源は古く，オットー大帝による Erbgut のゆずり渡しにまでさかのぼることができる。そしてウンターティンガウ村には15世紀に修道院の村落裁判所(Dorfgericht)が設けられ，1485年には市場開催権が認められ，なおかつ流血裁判権（Blutbann）までもが認可されている。[33] このように歴史的には起源が古い両教区にくらべ，ゲリスリード教区は中世中期の開墾により成立した。そしてその開墾にケンプテン修道院も参加したという。教区規模は1525年に56 Häuser を数えている。[34] ③のブーヘンベルク教区は，都市ケンプテンの南西にある街道町，ブーヘンベルクを中心とする教区で，その端初は804年の Buchiberg にまでさかのぼると言われる。1388年以後，今のような Buchenberg という名称で呼ばれるようになった。そして1430年皇帝ジギスムントはケンプテン修道院長に下級裁判所をブーベンベルグ村に設立することを認めた。そして1485年には，フリードリッヒIII世により，年市の開催権が与えられた。[35]

歴史的に見れば以上のような背景を持つ三地区は，その農民層分解に目をやると，三地区の間には著しいちがいがある。別表[36]からも明らかなように，ブーヘンベルク教区は貧農の多い教区であるのに対し，他の二

ケンプテン修道院領農民の土地保有（1527年）

教　区　名	貧農（0～19 J）	中農（20～39 J）	富農（40～105 J）	非農民	計
St. Lorenz	18	27	2	2	49
St. Martinszelle	10	5	1	2	18
Buchenberg	28	7	2	1	38
Wiggensbach	8	8	2	9	27
Rycholzried	6	19	5	0	30
Legöu	5	21	9	0	35
St. Mang	3	7	0	1	11
Durrach	0	8	0	2	10
Betzigöw	9	10	1	1	21
Louben	2	8	3	4	17
Haldenwang	1	0	1	0	2
Talrast	1	2	4	0	7
Dietmaßried	3	14	7	5	29
Propstried	5	8	2	3	18
Underßried	1	9	11	1	22
Gintzburg	2	52	5	2	61
Ebersbach	0	8	4	0	12
Obertüngöw	0	2	4	0	6
Underthungöw	5	9	14	7	35
Gerießried	0	0	3	2	5
Wilbotzried	3	7	6	2	18
Sulzberg	15	16	0	0	31
Kümratzhoven	4	6	0	5	15
Mutmaßhoven	13	3	0	4	20
人　数	142	256	86	53	537
%	26	48	16	10	100

①非農民には宿屋，水車屋，手工業者，小土地保有者が含まれる。保有面積は農地，牧草地，森林等の合計。
②J=Jauchart[37]

地区は富農の多い地区である。さらに，同じ貧農の多い二地区の間でも，ウンターティンガウ教区においては，非農民が7ときわだって多いことも表から読みとれる。さてここでセービアンの試算によれば，生計を維持してゆくのに必要な土地面積は，家族数2人の場合11J，同様に3人の場合16J，4人の場合22J，5人の場合28Jという[38]。この計算を念頭に入れて今一度農民層分解の表に目を移そう。貧農とされている19J以下の土地保有面積が，いかに規模の小さいものかがわかる。かといって，ブーヘンベルク教区に在住する農民の生活水準が低かったということは即断できない。何故ならば，この表の土地面積には森林等も含まれており，なおかつ，本教区が後に詳細に述べるように森林地帯であったことを考え合わせると，本教区にあっては，他教区とは異なった農業経営が可能だからだ。

さて，ここで農民層分解という点からすれば，両極端に位置する三教区を選んだのには理由がある。それには，セービアンの研究が大きなヒントとなっている。セービアンは，ラッペルツヴァイラー，バルトリンゲン両要求書の分析により，その重点が，前者においては共同体の自治に，後者にあってはアルメンデの管理，貢租負担の軽減におかれていることに注目した。そしてこのような分析結果から各々の要求書の要求には，前者にあっては富農層の要求が，後者においては農業労働者の要求が反映されていることを結論として述べた[39]。セービアンのこのような研究方法，すなわち，抗議書の背後にいる農民層如何，又は両者の関連をつける方法が，本地域にも応用できるのではないかと考えたのである。

以上述べたような意図を持って，三地区の抗議書を見る時，何よりも目につくのは，オーバー，ウンターティンガウ，ゲリスリード各教区で提示された抗議である。本地区の抗議書において，その第一項では Bechschuz に関する抗議が提示されている。ここで Bechschuz と言う場合，その後の史料の内容から，ブリックレ自身[40]注として述べているように，営業権に対する貢租と言えるであろう。また第二項では，それまでケンプテン以外で穀物を碾くことが許されていたのにもかかわらず，ケンプテンで穀物を碾くことを強制されたというものである。ケンプテン修道院によるこのような要求は，本教区とケンプテン修道院との距離を考えると[41]，農民にとってかなりきびしい要求であったであろう。またケンプテンが19世紀には本地域の穀物市場として大きな比重を持ったことを考え合わせると[42]興味ある抗議である。しかし，ここではかかる観点はひとまずおき，先に述べた本地区の農民層分解の実態からこのような抗議がどのように理解されるべきかを考えてみたい。前にあげた農民層分解において，本地区に手工業者が多く富農が多いこと，また第一項での Bechschuz という表現，この二つの事実から推論するに，本地区においてはすでに，富農層，そして手工業者も含めた農村工業の展開が見られたと言うべきであろう。またそれと同時に，ウンター，オーバーティン

注 (32) R. Dertsch, Historisches Ortsnamenbuch von Bayern, Schwaben, Bd., 1, Landkreis Marktoberdorf, München, 1953. S. 72, S. 73.

(33) Ibid., S. 70, S. 71.

(34) Ibid., S. 23.

(35) R. Dertsch, Historisches Ortsnamenbuch von Bayern, Schwaben, Bd., 4. Stadt und Landkreis Kempten, München, 1966. S. 26, S. 27.

(36) 前間良爾「ドイツ農民戦争とラントシャフト制度——ケンプテン修道院領の一事例研究」——」西洋史学論集，第21輯（1983年）所収，14頁表Ⅱを引用。（ただし表中の注（37）は筆者がつけたものである。）

(37) Jauchart 耕地面積単位。当然のことながら地域毎に，そのあらわす広さは異なる。バイエルンでは34アール，ヴュルテンベルクでは，47アールだったという。ギュンターフランツ著，高橋清四郎訳「ドイツ穀物取引史」中央大学出版部，1982年，153頁。耕地面積単位については，H.-S. v. Alberti, Mass und Gewicht. Geschichtliche und tabellanische Darstellungen von Anfängen bis zur Gegenwart. 1957, Berlin. S. 278, S. 279 にくわしい。

(38) D. W. Sabean, Landbesitz, S. 66.

(39) Ibid., S. 82—S. 85.

(40) P. Blickle, Der Kemptener Leibeigenschaftsrodel, S. 628, Note 202.

(41) 直線距離にしておよそ15km。

(42) ケンプテンの他に本地域ではメンミンゲン，アウグスブルクが重要な穀物市場であったという。ギュンターフランツ著「ドイツ穀物取引史」196頁。

ガウ，ゲリスリードの各村落を中心とした市場圏の存在も当然のことながら推定される。このような考え方に立てば，前記の如き要求を行う修道院側の政策意図も容易に読みとれるのではなかろうか。すなわち，修道院としては，前述のような形で展開しつつあった農村工業，及び市場圏を自らの都合のよいように編成替えを行おうとしたのであろう。

次に Leibeigenschaftsrodel においていたる所に見られる，法的身分低下に関する抗議に目を移してみよう。先に考察の対象としたオーバー，ウンターティンガウ，ゲリスリード各教区においても，第四項において，かかる抗議は提出されている。また，他の二地区においても同様にかかる抗議は提出されている。[43] 農民層分解という点からして両極端に位置し，また立地からしても相異なる三地区のどの地区の抗議にも，法的身分低下に関する要求が提示されているという事実からすれば，修道院による法的身分低下という事態が修道院領において広く行われていたことは，まちがいのないことである。またこのような事態が本領においては農民戦争の原因の一つであったことも事実であろう。ここで，「法的身分低下」という事実だけを云々しても，問題の解決にはならない。言いかえれば，法的身分低下という場合，その事態の持つどういう側面が農民にとって負担になったかが何よりも問題とされるべきである。

それでは，法的身分低下という場合，どのような側面が考えられるのであろうか。大きくわければ，およそ次の二つの場合が考えられるであろう。第一には法的身分低下とともに何らかの負担が課せられたり，それ以後継続する貢租が課せられるような，いわば経済的側面，第二には，より漠然と移動の自由が制限される場合である。こう考えると，第一のような新しい負担増は特に貧農層に，第二の移動の自由の制限は富農層に大きな負担となったのではなかろうか。貧農層にとって新たに経済的な負担が増えることは，彼らにとって大きな苦痛になるであろうことは説明を要しないであろう。第二の場合，すなわち移動の自由の制限の場合はどうであろうか。もともと修道院が自らの領民の移動の自由を制限したのは，領民が他に保護領主を求めることを禁止するためと言われる。[44] 本来このような意味から行われた，移動の自由を制限することが，どうして特に富農層に負担になったと考えられるのであろうか。移動の自由が中世社会において持っていた意味，すなわち，移動の自由が自由人にのみ認められていたということ，言いかえれば，移動の自由を失うことが，とりも直さず自由の消失を意味するという，非経済的な理由も考えられよう。[45] しかし，当該時期富農層や手工業者達が移動の自由を失うことにより被る打撃というのは，そのような非経済的な打撃ではなく，むしろ，彼らの生産活動そのものに対する打撃だったのではなかろうか。例えば，彼らが生産の場において生じた余剰生産物又は生産物を，彼らにとってより歩の良い市場へ持ち込もうとしても，彼らに移動の自由がなければそのようなことは不可能なのである。

次にブーヘンベルク教区の抗議に目を移してみよう。そうするとすぐ他の二地区にはまったくあらわれなかった抗議として目につくのは，森林使用権および森林から伐採される木材に関する抗議である。農民戦争においてこの種の抗議は様々な地域で出されているが，その内容からすれば，次の三つに分類することができる。第一の要求は，木材を適正な価格で提供するように求めるものである。[46] 第二には，第一の場合より漠然と森林の自由な使用を求める要求である。[47] そして，第三には，このブーヘンベルク教区における場合がそうであるように，それまで慣習的に使用が認められていた森林の使用権が制限されるようになった，もしくは使用する場合は貢租を課せられるようになったというものである。しからばこのような森林に関する要求の背後には，どのような事実，状況があるのであろうか。

この疑問を解くために，まずこの時期，森林，木材を取り巻く状況について考えてみよう。周知のように15世紀後半から16世紀にかけては木材需要が増大した時期であった。[48] ここで木材需要と言う場合，そこに含意されているのは，製鉄業に必要とされる木材——燃

注（43）本稿146～149頁。ウントラスリード教区においては，その第2～第6項において，ブーヘンベルク教区においては第3，4項でかかる要求は述べられている。

（44）P. Blickle, Kempten. München, 1968. (Historischer Atlas von Bayern. Teil Schwaben. Heft 6) S. 78.

（45）F. Merzbacher, Die Bedeutung von Freiheit und Unfreiheit im weltlichen und kirchlichen Recht des deutschen Mittelalters. in: Historisches Jahrbuch. 90. Jg., (1970) S. 257—S. 283, Bes., S. 271.

（46）G. Franz, Quellen zur Geschichte des Banernkrieges. S. 153.

（47）Ibid., S. 202.

料として，また坑道建設のため[49]——と，帝国都市での需要である[50]。このような木材需要の増大を補完するが如き関係にあったのが，木材価格の騰貴[51]という現象である。かかる状況を目前にして，農業経営，特に森林地帯の農業経営は，森林，及びそこから伐採される木材に重点を置いた経営へと変化せざるを得なかったであろう。

このような背景を考慮しながら，先にあげた森林に関する三種類の抗議を読み直してみよう。第一の要求からは比較的容易に，木材価格の上昇に苦しむ農民の姿がはっきり読みとれるであろう。第二の要求に関してはどうであろう。この抗議は，木材価格の上昇によって木材入手が困難になった者が，これまで手がつけられていなかった領主林等の伐採を求めたものと考えられよう。第三の要求の場合，その背後にある状況として考えられるのは第一に，増大する木材需要に応ずることのできない領主が，それまで使用権を認めていた森林の使用権を制限した。またはそこから伐採される木材に対し貢租を課し，その貢租収入を，他の森林から伐採される木材購入に充てたのではないかということである。このような仮説を立てた場合，本修道院領に関しては次のような疑問が生じてくる。それは修道院がなぜブーヘンベルク教区に存在する森林にこだわったかという疑問である。本修道院内に森林地帯がブーヘンベルク教区のみというのならば，このような疑問が生ずるはずもない。しかし本領内ではもともと次のような事実がある。本修道院領内には，王権が任命した不自由人身分出身のミニステリアーレンが散在していた。彼らミニステリアーレンの任務は，主に森林の管理，開拓にあたることであった。ところが，これらミニステリアーレンの中には，管理している土地等を自領とし，在地領主化するものもあらわれた。そして，そのようなミニステリアーレン領は修道院による一連の土地獲得政策[52]で修道院領に編入された。

このような事実を裏返して言えば，修道院が管理している森林は他にも存在していたのである。それにもかかわらず，それらの地区からは，ブーヘンベルク教区における場合のように，際立って森林に関する抗議が提出されることはない。また，ブリックレは，要求書の分析を通し，農民戦争において森林使用権に関する要求を重要視しながらも，バルトリンゲン農民団に所属した地域とくらべ，アルゴイ地方においては，森林使用権に関する抗議が少ないことを特徴としてあげている[53]。

以上述べた事実を考え合わせると，オーベルシュワーベンという地域から見ても，ケンプテン修道院領という小さな地域内で考えても，ブーヘンベルク教区にあらわれる森林使用権に関する要求は特異なものである。したがって，先に提示したなぜ修道院は本教区の森林の使用権にこだわるかという問題を解くには，本教区に特有の事情を考えなくてはなるまい。

この問題を解くために，それまで修道院がどのような条件で森林の使用権を認めていたかという点に目を移してみよう。このように考える時，Leibeigenschaftsrodel の中にある言葉に，森林使用を認める条件が示されているのではなかろうか。その言葉とは，"zu ihrer noturuft" すなわち「必要とする時」という言葉[54]である。言いかえれば，修道院が本教区の森林，木材使用を認めていたのは，農民が「必要とする時」であり，このような使用権が慣習化したものと考えられるのではなかろうか。こう考えると，次に解かなくてはならない問題として，農民が木材を必要とする場合とはどのような時なのか，という問題が持ち上がってくる。この問題をより正確に言えば，修道院がどのような時に農民が木材を必要としていると認めたのか，という問題になるであろう。農民が木材を必要とする場合としてまず考えなくてはならないのは，自らの生活，生産に必要な場合であろう。より具体的に言えば，生活に必要不可欠なまき，又は家屋，道具類の原材料としてである。このように考えると，逆に修道院が森林の使用を認めることのできない場合も想像がつく。それは何よりも木材が商品として伐採される場合ではなかろうか。この時期木材需要が増大したこと，そして木材価格が騰貴したことはすでに述べた[55]。この場合

注 (48) 諸田 実「ドイツ資本主義研究」昭和42年，有斐閣，293頁。
(49) 同上，294頁。
(50) P. Blickle, Die Revolution von 1525. S. 58.
(51) 諸田 実，前掲書，293頁。
(52) P. Blickle, Kempten, S. 35ff.
(53) P. Blickle, Die Revolution von 1525. S. 61.
(54) 本稿148，149頁。そのうち〔7〕，〔9〕，〔11〕項などを参照。

の「木材」とは，とりも直さず商品としての木材であり，だからこそその価格を云々しなくてはならないのである。このような事情をも含めて考えると，ブーヘンベルク教区においては，森林や，そこから伐採される木材を商品として利用するものがいたであろうことが，抗議書から読みとれるのではなかろうか。ところで，本地域においては，木材販売を禁止されたことに関する抗議も知られている[56]。このような事実をも考え合わせると，修道院側の森林政策にもおのずから一定の理解が得られるのではなかろうか。本稿で，オーバ・ウンターティンガウ，ゲリスリード地区の抗議書を分析した際，結論として，この地区の工業や市場圏を自らに都合のよいように編成がえする政策意図が修道院側にあったとした[57]。この場合と同じように，ブーヘンベルク教区においても，森林から伐採される木材を販売する者を規制するため，一方で木材の販売を禁止し，一方で木材そのものの伐採にも制限を加え，最終的には修道院に利するような形に変えようとしたのではなかろうか。

（慶應義塾大学大学院経済学研究科研究生）

注（55）本稿，152頁。
（56）F. L. Banmann, Akten, S. 65. Artikel 10.
（57）本稿，152頁。